

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名 国土交通省									
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）										
要望項目名	一定の国内航空機に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長										
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内線に就航する航空機（離島路線就航機に係る固定資産税の特例措置の対象となるもの及び専ら遊覧の用に供するものを除く。）</p> <p>・ 特例措置の内容 国内線に就航する航空機の課税標準を次のとおりとする。（50t以上の軽減率について現行特例どおり）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">最大離陸重量 200t以上</td> <td style="padding-right: 20px;">最初の3年度分</td> <td>2/3（延長）</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">200t未満50t以上^{※1}</td> <td style="padding-right: 20px;">最初の5年度分</td> <td>2/5（延長）</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">50t未満^{※2}</td> <td style="padding-right: 20px;">最初の5年度分</td> <td>1/4（拡充）</td> </tr> </table> <p>※1 地方路線就航時間割合が2/3未満の航空機は、最大離陸重量200t以上のものと同様に3年度分2/3を適用。 ※2 地方路線就航機のうち、東京国際空港及び大阪国際空港と他の地方空港を結ぶ路線を除く路線の就航時間割合が2/3以上のものに限る。</p> <p>適用期間を平成28年3月31日まで2年間延長する。</p>		最大離陸重量 200t以上	最初の3年度分	2/3（延長）	200t未満50t以上 ^{※1}	最初の5年度分	2/5（延長）	50t未満 ^{※2}	最初の5年度分	1/4（拡充）
最大離陸重量 200t以上	最初の3年度分	2/3（延長）									
200t未満50t以上 ^{※1}	最初の5年度分	2/5（延長）									
50t未満 ^{※2}	最初の5年度分	1/4（拡充）									
関係条文	<p>地方税法附則 第15条第3項 地方税法施行規則附則 第6条第16項及び第17項</p>										
減収見込額	<p>[初年度] ▲29（▲2,862） [平年度] ▲29（▲2,548） [改正増減収額] - （単位：百万円）</p>										
要望理由	<p>(1) 政策目的 国内線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準について軽減措置を講ずることにより、安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方路線は、これまで地方間の移動手段として地域経済・社会を支える公共的な役割を担ってきたが、近年我が国の少子高齢化や地方の過疎化の急速な進行により、幹線に比べ需要規模の減少傾向が著しく、採算性が低いことから、その路線維持が地域的に大きな課題となっており、路線維持のための対策を講じなければ、収益性の低いこれらの路線から撤退する動きが加速される懸念がある。 ・ このため、地方路線からの撤退を防ぎ、利便性の高いネットワークを維持していくためには、機材の維持に伴って発生するコストの軽減が不可欠であることから、本特例措置の延長を要望する。 ・ このうち、特に地方空港間を結ぶ路線は、大都市圏の東京国際(羽田)空港・大阪国際(伊丹)空港と地方空港を結ぶ路線に比べ、需要規模が小さく収益が得にくいいため、主にこれらの路線を運航している地域航空会社の経営は大変厳しい状況に置かれている。また、これら地域航空会社が運航する小型機には、耐用年数が迫っているものがあるが、厳しい経営状況の中、新機材導入時における固定資産税の負担が重荷となり、機材更新が円滑に進まないため、整備費の増大や欠航率の上昇等の悪循環に陥り、安全運航の確保はもとより、路線維持にも重大な支障が生ずる恐れがある。 ・ こうしたことから、地方空港間を結ぶ路線に就航する小型機の固定資産税の軽減措置拡充を合わせて要望する。 										
本要望に対応する縮減案	-										
ページ	15—1										

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域関連連携等の確保・強化 施策目標：24 航空交通ネットワークを強化する
	政策の達成目標	航空会社の機材維持に係るコストを軽減することにより、地方路線からの撤退を防ぎ、利便性の高いネットワークを維持する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	地方路線数の前年対比維持率 平成24年度 100.5% → 平成27年度 100%
	政策目標の達成状況	地方路線数は前年対比100.5%であり、ほぼ維持されている。 地方路線数は、日本航空の経営破綻の影響などにより、平成23年度は前年度と比べ、20路線(8.7%)、新規・廃止路線における重複・代替路線を加味しても、13路線(5.7%)減少したが、平成24年度は1路線増加、重複路線を加味すると、2路線(1.0%)の減少であり、実質的に地方路線は維持されていると評価できる。
有効性	要望の措置の適用見込み	定期航空運送事業者(22社)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置により、機材の維持に伴って発生するコストの軽減が図られること、需要規模は小さく、採算性が低いものの、地域経済・社会を支える公共的な役割を担っている地方路線からの撤退を防ぎ、利便性の高いネットワークを維持することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【国税】 ・航空機燃料税の軽減措置(租税特別措置法第90条の8～9) 本則 26,000円/キロメートル→18,000円/キロメートル(延長要望中) 沖縄路線 13,000円/キロメートル→9,000円/キロメートル(延長要望中) 特定離島路線 19,500円/キロメートル→13,500円/キロメートル(延長要望中) ・航空機部分品に係る関税の免除(延長要望中)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・補助金その他 着陸料・航援料の軽減 地域公共交通確保維持改善事業(離島航空) 離島路線就航機に係る航空機購入費補助
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制、予算措置等を含め、離島路線を含む国内地方路線の維持を図っている。 上記予算措置等については、離島路線に焦点をあてている一方、本要望項目は離島路線を除く国内線に焦点をあてているものである。
	要望の措置の妥当性	国としては、国内地方路線維持のため、航空機燃料税の軽減、関税の免除、着陸料の軽減など、様々な対応を図っているところ。 機材の維持に伴って発生するコスト(固定資産税)の軽減を、公平性をもって図るためには、地方路線が維持されることにより直接受益する地域において、一律に軽減措置を実施することが妥当である。
	ページ	15—2

税負担軽減措置等の適用実績	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	軽減機数(機)	44	49	52	70	81	
	軽減額(百万円)	1,351	1,163	1,259	1,332	1,484	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用総額：99,893,049 千円						
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
	国内線	便数	726	717	714	727	778
		旅客数	9,066	8,387	8,219	7,905	8,600
	地方路線数	231	229	230	210	211	
(単位 便数：千便 旅客数：万人)							
前回要望時の達成目標	地方路線数の前年対比維持率 平成 22 年度 100.4% → 平成 24 年度 100.5%						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	地方路線数の前年対比維持率 平成 24 年度 100.5% 平成 23 年度においては、開設 10 路線に対し、廃止 30 路線で、20 路線の減少。 開設路線のうち、2 路線は近隣空港の発着路線が開設されたもの。廃止路線のうち、9 路線には代替路線があり、実質 13 路線の減少。 平成 24 年度においては、開設 9 路線に対し、廃止 8 路線で、1 路線の増加。 開設路線のうち、3 路線に重複・代替路線があり、実質的には前年度と比べ 2 路線減少。 平成 24 年度末の地方路線数は、平成 22 年度末比、▲19 路線であるが、路線の増減の中には、重複・代替路線のある開設路線が 5 路線、代替路線のある廃止路線が 9 路線含まれており、実質的には 15 路線の減少である。平成 22 年度から 23 年度にかけての地方路線減少は、日本航空の経営破綻による地方路線撤退が大きく影響しており、その後平成 23 年度と平成 24 年度を比較すると、地方路線数はほぼ維持されていると評価できる。						
これまでの要望経緯	昭和 29 年度 制度創設 平成 16 年度 最大離陸重量 130 t 未満の航空機に対する軽減率を拡充。 平成 18、20 年度 各 2 年間延長 平成 22 年度 最大離陸重量引き上げ (130 t → 200 t)、200 t 未満の軽減率・期間を拡充のうえ 2 年間延長。 平成 24 年度 2 年間延長。						
ページ	15—3						